

期日	班	資料番号
11/24	3	1

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	滞在型市民農園運営事業
担当部課	生活経済部農政課

香 取 市

事業シート（概要説明書）							
予算事業名		滞在型市民農園運営費			事業開始年度	平成18年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度
					/	/	/
					/	/	/
					/	/	/
	単位当たりコスト	/		千円			
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度
		稼働率	区画		20/20	20/20	20/20
					/	/	/
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅の指定管理更新に併せ、業務委託から指定管理への移行を検討。（平成34年度～） ・経年劣化に伴う利用料金や修繕等が課題。（指定管理移行前に修繕を検討） ・昨年までは待機者がいたが、今年度より空き（現在4件）がでており、利用者の確保が課題。 ・インストラクターの高齢化により受け入れ態勢が課題。 ・クラインガルテンは収益施設ではなく、道の駅、温泉等、他の施設との連携が重要。 						
	比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<ul style="list-style-type: none"> ・クラインガルテン八千代（茨城県八千代市） 【開設時期】2004年～【開設主体】八千代町【運営主体】財団法人八千代ふるさと公社 【施設概要】20区画/棟【利用料金】40万円/年（農園100㎡_ラウベ44㎡） ・笠間クラインガルテン（茨城県笠間市） 【開設時期】2001年～【開設主体】笠間市【運営主体】茨城中央農業協同組合 【施設概要】50区画/棟【利用料金】40万円/年（農園100㎡_ラウベ37㎡） 					
特記事項							

施設シート										平成30年度		
番号	13		名称	滞在型市民農園運営事業						<input checked="" type="checkbox"/> 単独館 <input type="checkbox"/> 複合館		
所在地	香取市沢1253番地1											
根拠条例等	クラインガルテン栗源の設置及び管理に関する条例											
土地情報	所有面積	m ²		地目	畑		所管課	農政課				
	借地面積	14,813 m ²		借地元	個人		作成責任者	鈴木康弘				
	総面積	14,813 m ²		借地料	592 千円/年		財産区分	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 普通				
建物情報	延べ床面積	957 m ²		所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借用		構造	木造				
	建設・取得	18年3月 (建設) 取得		設計者			IS値					
	補助金有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		階数						
	借用元					借用金額	千円/年					
	建設・取得額	207,684 千円		取得経緯								
	地方債残高			<input type="checkbox"/> 有 (残高 円) 償還 (年/ 年)		<input checked="" type="checkbox"/> 無						
	改修等	改修時期・内容・金額		<input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 大規模改修 <input type="checkbox"/> バリアフリー化 <input type="checkbox"/> 省エネ対応								
基本情報	設置目的	地域住民と都市住民との長期交流活動の展開により、観光農業の振興と地域の活性化を図る。										
	実施事業	310m ² の土地に35m ² のラウベ(小屋)と110m ² の畑が整備された滞在型の市民農園を20区画、共同利用施設1棟、農機具棟1棟、駐車場30台を整備。(宿泊可能)年間利用料40万円。										
	主な利用者(複数選択可)	<input type="checkbox"/> 官公庁利用 <input type="checkbox"/> 主催事業 <input type="checkbox"/> 登録団体 (団体数:) <input type="checkbox"/> 市内一般企業、団体 <input type="checkbox"/> 市外一般企業、団体 <input type="checkbox"/> 市民 <input checked="" type="checkbox"/> 市外住民 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	利用の制限	貸付期間1年間(4月~翌年3月) 最長5年間使用可能										
	開館日数	日/年		休館日								
	開館時間											
	管理体制	<input type="checkbox"/> 直接管理 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 住民等の自主管理 (委託先又は指定管理者: 有限会社紅小町の郷)										
		(委託内容・金額・事業者選定方法:) 農園アドバイザー設置による総括管理、インストラクター設置による指導及び交流事業の運営、農機具等維持管理・2,813,119円・随意契約										
	施設の概要	名称	滞在型市民農園(20)			名称	共同利用施設			名称	農機具庫棟	
		床面積	35 m ²	部屋数	1	床面積	199 m ²	部屋数		床面積	58 m ²	部屋数
名称					名称				名称			
床面積		m ²	部屋数		床面積	m ²	部屋数		床面積	m ²	部屋数	
名称					名称				名称			
床面積		m ²	部屋数		床面積	m ²	部屋数		床面積	m ²	部屋数	
名称					名称				名称			
床面積	m ²	部屋数		床面積	m ²	部屋数		床面積	m ²	部屋数		
ハード(施設維持管理) ソフト(実施事業) にかかる人員		正規職員	嘱託職員等	委託業者	指定管理者	住民等の自主管理	その他	合計				
	ハード	0.1 人	人	1.2 人	人	人	人	人				
	ソフト	人	人	人	人	人	人	0.1 人				
	合計	0.1 人	0.0 人	1.2 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人	1.3 人				

		30年度（予算）	29年度（決算）	28年度（決算）	27年度（決算）				
維持管理費		5,392 千円	5,121 千円	4,797 千円	5,329 千円				
総支出		5,392 千円	5,121 千円	4,797 千円	5,329 千円				
財源内訳	収入合計	5,392 千円	5,121 千円	4,797 千円	5,329 千円				
	使用料・手数料	千円	千円	千円	千円				
	国県補助金	千円	千円	千円	千円				
	その他（使用料）	5,392 千円	5,121 千円	4,797 千円	5,329 千円				
	一般財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円				
支出内訳（平成29年度分）									
人件費：710千円 委託料：2,928千円 手数料：14千円 光熱水費：176千円 備品購入費：106千円 土地借上料：593千円 修繕料：594千円（小屋修繕）		指定管理料のうち管理委託分：		千円					
		減価償却費：		千円					
		地方債の元利償還：		千円					
		その他（ ）		千円					
利用状況	各部屋別稼働率	名称	平日			%	土日祝	%	
		午前	%	午後	%	夜間	%	合計	%
		名称	平日			%	土日祝	%	
		午前	%	午後	%	夜間	%	合計	%
		名称	平日			%	土日祝	%	
		午前	%	午後	%	夜間	%	合計	%
		名称	平日			%	土日祝	%	
		午前	%	午後	%	夜間	%	合計	%
自己評価・特記事項等	平成29年度起債償還終了。土地賃貸借契約24年間。								

クラインガルテン栗源（滞在型市民農園）について

1 施設の目的

クラインガルテン栗源は収益施設としてではなく、道の駅くりもとを中心とした総合的な都市農村交流を展開する上での一つのコンテンツとして整備しました。

また、当時は千葉県初の滞在型市民農園として、メディアへのPR効果や栗源地域の都市農村交流の拠点としてのイメージアップを図る狙いがありました。

2 施設概要

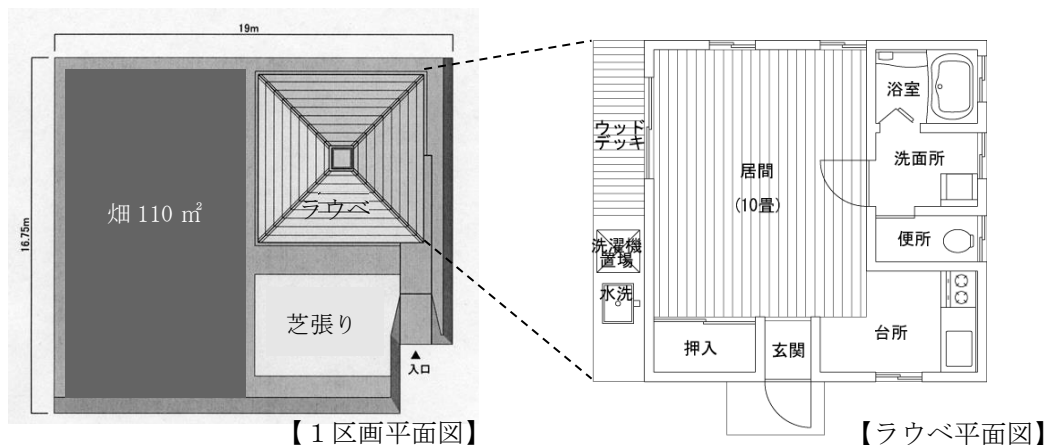
310 m²の土地に約 35 m²のラウベ（小屋）と 110 m²の畑が付いた区画を 20 区画、共同利用施設 1 棟（198.75 m²）、農機具庫棟 1 棟（57.97 m²）、駐車場 30 台を整備。ラウベには、居間、キッチン、バス、トイレ、エアコンを備え宿泊が可能です。

市の直営施設として運営しており、施設管理を有限会社紅小町の郷（道の駅くりもと指定管理者）へ委託しており、地元の農家がインストラクターとして野菜の栽培方法などの指導を行っています。

◆利用料金 400,000 円／年（光熱費別）

◆共益費 24,000 円／年（ラウベ水道料金含む、農具、肥料等）

◆利用期間 4月～翌年3月までの1年間（最長5年間継続可・毎年更新）



3 整備費の財源内訳

(1) 総事業費 207,684,000 円（うち国庫対象 203,301,000 円）

〔	実施設計	18,501,000 円
	建設工事	184,800,000 円
	その他	4,383,000 円

(2) 財源内訳

〔	国費（元気な地域づくり交付金）	101,650,000 円
	起債	94,000,000 円

一般財源

12,034,000 円

4 工 期 着工 平成 17 年 11 月 10 日
竣工 平成 18 年 3 月 10 日

5 使用開始 平成 18 年 4 月 1 日

6 利用状況

H30.10.1 現在

年度	利用者数 (人)			備考
	継続	新規		
H19	20	17	3	
H20	20	19	1	
H21	20	19	1	
H22	20	18	2	
H23	15	6	9	東日本大震災
H24	19	9	10	
H25	16	8	8	
H26	20	16	4	
H27	20	17	3	
H28	20	15	5	
H29	20	15	5	千葉県 8 組、東京都 8 組、神奈川県 3 組、埼玉県 1 組
H30	16	12	4	千葉県 7 組、東京都 7 組、神奈川県 1 組、茨城県 1 組

※H30 の利用者のうち 1 人は 10 月から利用

7 直近 3 年間の収支状況

〔歳入〕

(単位：円)

項目	H27	H28	H29	備考
利用料	8,000,000	8,000,000	8,000,000	400,000 円×20 組

〔歳出〕

(単位：円)

項目	H27	H28	H29	備考
需用費	945,555	654,224	876,845	電気料・修繕料
役務費	14,000	14,000	14,000	浄化槽法定点検手数料
委託料	3,067,109	2,826,658	2,928,316	管理運営委託料 浄化槽維持管理委託料
賃借料	592,520	592,520	592,520	土地借上料
計	4,619,184	4,087,402	4,411,681	

滞在型市民農園 クラインガルテン くりもと 栗源

「自然の中でのんびりと滞在して野菜や花づくりを楽しみたい」
そんな都市住民の夢を実現!



クラインガルテンとは
ドイツ語で「小さな庭」あるいは「分区分」、
ラウベとは「小屋」を意味します。

ふれあい型の交流活動拠点

クラインガルテン栗源は、豊かな自然の中で野菜や花づくりが楽しめる滞在型の施設で、310㎡の土地にラウベと農園がセットされたやさしい空間。地元で農家がインストラクターとして各区画につき、野菜の栽培方法や管理の仕方などの指導を行います。

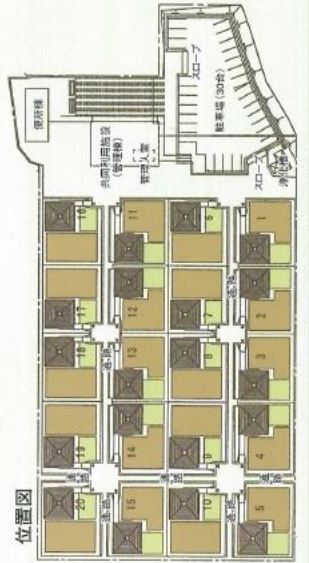
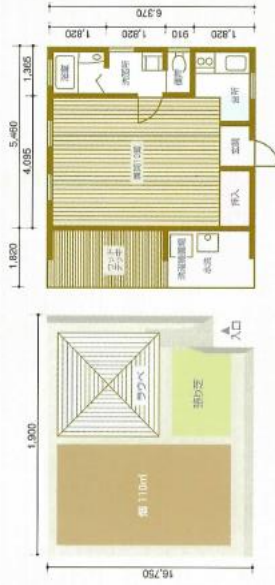
このインストラクターを中心に、冬の味噌づくり、春の山菜採り、夏野菜の収穫祭、栗源を代表する「いも祭」への参加など各種イベントを通し、地元農家と都心住民とのふれあい型の「顔の見える交流活動拠点」です。

道の駅くりもと「紅小町の郷」に隣接、栗山川ふれあいの里公園、寺院などの歴史遺産も多く、ふるさとの香りがいっぱい。里山散策や歴史探訪に最適な地でもあります。また、フトウやナシ狩りも楽しむことができます。

クラインガルテン栗源は「滞在・体験・交流」のできる「ふるさと」なのです。



道の駅くりもと「紅小町の郷」



位置図

310㎡の土地に35㎡のラウベ(小屋)と110㎡の畑が整備された農園です。



木目を生かしたラウベと農園



明るい洗面所まわり(ラウベ)



清潔なシステムキッチン(ラウベ)



手洗い場を備えた共同利用施設 ピロティ、管理人室



農機具や堆肥置場を兼ねたトイレ棟



お問い合わせ

香取市役所農政課生産振興班

〒287-8501
 千葉県香取市佐原口2127
 Tell 0478-50-1258
 Fax 0478-54-2855
 Eメール nousei3@city.katori.lg.jp

※平成18年3月27日、佐原市、小見川町、山田町、栗源町が合併し、「香取市」となりました。



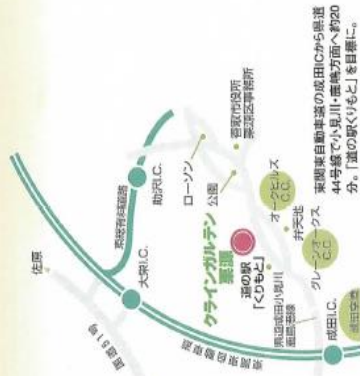
都心から最も近いやすらぎ空間

香取市の栗源地域は、日本の空のまろやかな空・成田空港から車で東へ約15分、千葉県の北総台地のほぼ中央にあり、畑作中心の農業を基幹産業としています。サツマイモの栽培が盛んで、中でもへニコママチは特産品です。

都心から車で60分という地の利がありながら、豊かな自然をたくさん残し、春の鮮やかな新緑、夏の昆虫、秋の紅葉や心地よい虫の音、冬の夜空を飾るきれいな星が楽しめます。

クラインガルテンの近くには、直売所や公園が整備され、懐かしい里山の風景を楽しめる「道の駅くりもと・紅小町の郷」があり、交流と情報発信の場として親しまれています。

また、周辺には乗馬や温泉などの施設もあり、自然の景観と恵みを満喫することができます。



『クラインガルテン栗源』の概要

310㎡の土地に35㎡のラウベ(小屋)と110㎡の畑が整備された農園です。ラウベには、キッチン・バス・トイレ・エアコンを備えています。

- ◆所在地/千葉県香取市沢地先
- ◆利用期間/4月から翌年の3月まで(5年間まで延長可能)
- ◆利用料金/400,000円(光熱費別)
- ◆年間共益費/48,000円(ラウベへの水道料金含む)

1.事業主体

- 栗源町(現香取市)

2.施設概要

- 滞在型市民農園(20区画)
- 共同利用施設:1棟(198.75㎡)
 <ヒロティ(132.49㎡)・管理人室(14.91㎡)・手洗い場ほか(51.35㎡)>
- 便所棟:1棟(57.97㎡)
 <農機具置き場(12.42㎡)・堆肥置き場(8.28㎡)、作物置き場(8.28㎡)、トイレ(28.99㎡)>
- 駐車場:30台

3.整備面積

- 9794.52㎡

4.総事業費

- 207,684千円
 (うち、元気な地域づくり交付金(国庫)対象事業費203,301千円)
 (内訳)
- 元気な地域づくり交付金(国庫) 101,650,000円
- 起債 94,000,000円
- 一般財源 12,034,000円

5.工期

- 着工:平成17年11月10日
- 完成:平成18年3月14日



クラインガルテン栗源の設置及び管理に関する条例

平成18年3月27日条例第151号

(設置)

第1条 市は、地域住民と都市住民との長期交流活動の展開により、農業の振興と地域の活性化を図るため、滞在型市民農園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 滞在型市民農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
クラインガルテン栗源	香取市沢1253番地1

(事業)

第3条 クラインガルテン栗源（以下「クラインガルテン」という。）の事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滞在型市民農園全般に関すること。
- (2) 都市と農村、消費者と農業の交流及び交流人口の拡大に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用の承認)

第4条 クラインガルテンを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用を承認する場合において、クラインガルテンの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を承認してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設の備品等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 施設の利用が暴力排除の趣旨に反すると認められたとき。
- (4) 営利又はこれに類する行為をするおそれがあるとき。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、クラインガルテンの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の規定による利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、クラインガルテンの管理上支障があると認められるとき。

(設備の設置等の禁止)

第7条 利用者は、クラインガルテンに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、その利用を終了したとき(第6条の規定により、承認の取消し又は使用の制限があったときを含む。)は、直ちに施設を原状に復さなければならない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、この施設を目的以外に利用し、又は利用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 故意又は過失により、クラインガルテンの施設備品等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のクラインガルテン栗源の設置及び管理に関する条例（平成18年栗源町条例第3号）に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第9条）

区分	利用区分	使用料	利用期間
滞在型市民農園	1区画	400,000円	毎年4月1日から翌年3月31日まで 最長5年間使用可能